

別表

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
(1) 介護のしごと 魅力アップ推進事業	ア 介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者 イ 市町村 ウ その他知事が適当と認める団体	1 施設（事業者） 2,000千円以内 ※実施要綱2(1)イ(ア)、(イ)のいずれかを実施する場合は、1,000千円以内。(ウ)は単独実施不可。	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10/10以内
(2) キャリアパス 支援等研修事業				
① キャリアパス 支援研修事業	ア 介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者 イ 市町村 ウ 福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体 エ ユニット（福祉・介護サービスに係る5以上の施設、事業所から構成され、一定の要件（a 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所。b 運営している施設、事業所の種類、数が単一である法人の施設、事業所。ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象。c 少額の繰越金のみ所有しており、経営基盤が脆弱な施設、事業所。）を満たす施設、事業所が過半数に達すると知事が認めるもの並びに5以上の介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設から構成されるもの) オ その他知事が適当と認める団体	1 事業者（ユニット） 450千円以内 ただし、広域（複数の（総合）振興局管内）で実施する場合、市町村及び福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体が実施する場合は750千円以内 また、全道域を対象としてオンラインで実施する場合は、広域で実施するものとみなし、750千円以内。	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10/10以内

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率																																																							
② 実務者研修等 支援事業	ア 福祉・介護サービス事業者 イ その他知事が適当と認める団体	1事業者 570千円以内	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、役務費（手数料）、委託料）	10/10以内																																																							
(3) 介護技能習得支援事業	介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修指定事業者（一般受講者の受入を行っている事業者に限る。）	1人当たり受講料の1/2以内（上限額45千円）	受講料の減免に要した経費（受講料の減免額）	10/10以内																																																							
(4) 介護事業所内保育所 運営支援事業	設置主体が民間、公的施設及び市町村（一部事務組合を含む。）である、道内の介護サービス施設・事業所内保育所で、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設。	<p>補助基準額は、種別ごとに次のとおり算定した額とする。</p> <p>保育士等数(a)×単価(b)×運営月数(c)－保育料収入相当額(d)</p> <table border="1" data-bbox="833 624 1682 799"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育士等数 a</th> <th>単価 b</th> <th>運営月数 c</th> <th>保育料収入相当額 d</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>1人</td> <td rowspan="4">153,700円</td> <td rowspan="4">12月以内</td> <td>288,000円以内</td> <td>1,556,400円以内</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>2人</td> <td>1,152,000円以内</td> <td>2,536,800円以内</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>4人</td> <td>2,880,000円以内</td> <td>4,497,600円以内</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>6人</td> <td>5,184,000円以内</td> <td>5,882,400円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保育料収入相当額は、種別ごとに次のとおり算定した額とする。</p> <p>保育料収入相当額(d)=保育児童数(e)×単価(f)×運営月数(g)</p> <table border="1" data-bbox="916 863 1576 1031"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育児童数 e</th> <th>単価 f</th> <th>運営月数 g</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>1人</td> <td rowspan="4">24,000円</td> <td rowspan="4">12月以内</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助基準額及び保育料収入相当額は、実際の運営月数を用いて算定すること。</p> <p>※各種別の適用には、保育児童数、保育士等数、保育時間すべての要件を満たすことが必要。</p> <table border="1" data-bbox="916 1211 1576 1355"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育児童数</th> <th>保育士等数</th> <th>保育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>4人未満</td> <td rowspan="2">2人以上</td> <td rowspan="2">8時間以上</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人以上</td> <td>4人以上</td> <td rowspan="2">10時間以上</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>30人以上</td> <td>10人以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	保育士等数 a	単価 b	運営月数 c	保育料収入相当額 d	補助基準額	A型特例	1人	153,700円	12月以内	288,000円以内	1,556,400円以内	A型	2人	1,152,000円以内	2,536,800円以内	B型	4人	2,880,000円以内	4,497,600円以内	B型特例	6人	5,184,000円以内	5,882,400円以内	種別	保育児童数 e	単価 f	運営月数 g	A型特例	1人	24,000円	12月以内	A型	4人	B型	10人	B型特例	18人	種別	保育児童数	保育士等数	保育時間	A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	A型	4人以上	B型	10人以上	4人以上	10時間以上	B型特例	30人以上	10人以上	保育士等職員の配置に必要な経費（人件費、委託料（人件費））	2/3以内
種別	保育士等数 a	単価 b	運営月数 c	保育料収入相当額 d	補助基準額																																																						
A型特例	1人	153,700円	12月以内	288,000円以内	1,556,400円以内																																																						
A型	2人			1,152,000円以内	2,536,800円以内																																																						
B型	4人			2,880,000円以内	4,497,600円以内																																																						
B型特例	6人			5,184,000円以内	5,882,400円以内																																																						
種別	保育児童数 e	単価 f	運営月数 g																																																								
A型特例	1人	24,000円	12月以内																																																								
A型	4人																																																										
B型	10人																																																										
B型特例	18人																																																										
種別	保育児童数	保育士等数	保育時間																																																								
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上																																																								
A型	4人以上																																																										
B型	10人以上	4人以上	10時間以上																																																								
B型特例	30人以上	10人以上																																																									

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率																			
(5) 介護助手普及促進事業	ア 介護サービス事業所 イ 介護サービス事業所で構成される団体及び市町村 ウ その他知事が適当と認める団体	1 団体 300千円以内 ※実施要綱2(12)イ(ウ)を実施しない場合は、200千円以内。	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10/10以内																			
(6) 外国人留学生生活支援事業	道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、施設等が道内にある場合は対象とする）	補助基準額は次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="808 603 1688 1054"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 603 972 659"></th> <th data-bbox="972 603 1292 659">補助対象経費</th> <th data-bbox="1292 603 1688 659">基準額（留学生一人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 659 972 772" rowspan="2">日本語学校</td> <td data-bbox="972 659 1292 715">学費</td> <td data-bbox="1292 659 1688 715">年額 600 千円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="972 715 1292 772">居住費などの生活費</td> <td data-bbox="1292 715 1688 772">年額 360 千円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="808 772 972 1054" rowspan="5">介護福祉士養成施設</td> <td data-bbox="972 772 1292 828">学費</td> <td data-bbox="1292 772 1688 828">年額 600 千円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="972 828 1292 884">入学準備金</td> <td data-bbox="1292 828 1688 884">200 千円以内（1 回限り）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="972 884 1292 940">就職準備金</td> <td data-bbox="1292 884 1688 940">200 千円以内（1 回限り）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="972 940 1292 995">国家試験受験対策費用</td> <td data-bbox="1292 940 1688 995">年額 40 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="972 995 1292 1054">居住費などの生活費</td> <td data-bbox="1292 995 1688 1054">年額 360 千円以内</td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	基準額（留学生一人当たり）	日本語学校	学費	年額 600 千円以内	居住費などの生活費	年額 360 千円以内	介護福祉士養成施設	学費	年額 600 千円以内	入学準備金	200 千円以内（1 回限り）	就職準備金	200 千円以内（1 回限り）	国家試験受験対策費用	年額 40 千円	居住費などの生活費	年額 360 千円以内	道内の介護福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍している留学生の奨学金等に要した経費	1/3以内
	補助対象経費	基準額（留学生一人当たり）																					
日本語学校	学費	年額 600 千円以内																					
	居住費などの生活費	年額 360 千円以内																					
介護福祉士養成施設	学費	年額 600 千円以内																					
	入学準備金	200 千円以内（1 回限り）																					
	就職準備金	200 千円以内（1 回限り）																					
	国家試験受験対策費用	年額 40 千円																					
	居住費などの生活費	年額 360 千円以内																					

<p>(7) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業</p>	<p>道内の受入施設の法人（法人本部が道外の場合であっても、受入施設が道内にある場合は対象とする。）</p>	<p>補助基準額は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="806 135 1680 901"> <thead> <tr> <th data-bbox="806 135 1243 191">区分</th> <th data-bbox="1243 135 1680 191">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="806 191 1243 574">外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費</td> <td data-bbox="1243 191 1680 574">候補者1人当たり150,000円以内 （年度途中から就労開始する者や帰国等する者は就労月数に応じて補助基準額を月割りした額）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="806 574 1243 798">外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費</td> <td data-bbox="1243 574 1680 798">入国2年目以降の候補者1人当たり75,000円以内の加算 （日本での滞在期間中1回までとする）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="806 798 1243 901">外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費</td> <td data-bbox="1243 798 1680 901">1受入施設当たり60,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助基準額	外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費	候補者1人当たり150,000円以内 （年度途中から就労開始する者や帰国等する者は就労月数に応じて補助基準額を月割りした額）	外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費	入国2年目以降の候補者1人当たり75,000円以内の加算 （日本での滞在期間中1回までとする）	外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費	1受入施設当たり60,000円以内	<p>当該事業の実施に必要な経費 1 外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金及び受講料に限る。）、備品購入費（単価30万以上の備品を除く。） 2 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費（旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金及び受講料に限る。） 3 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費（諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。）</p>	<p>10/10以内</p>
区分	補助基準額											
外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費	候補者1人当たり150,000円以内 （年度途中から就労開始する者や帰国等する者は就労月数に応じて補助基準額を月割りした額）											
外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費	入国2年目以降の候補者1人当たり75,000円以内の加算 （日本での滞在期間中1回までとする）											
外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費	1受入施設当たり60,000円以内											